

品川区長期基本計画改訂素案 (抜粋)

都市像 2 未来を創る子育て・教育教育都市

2-1 子育ち、親育ちを支援する

平成 25 年 12 月 25 日

品川区長期基本計画改訂委員会

都市像2 未来を創る子育て・教育都市

基本方針2－1 子育ち、親育ちを支援する

政策の方向

子育てを巡る環境が変化する中、子育ての第一義的責任は親（保護者）にあることを前提としつつ、子どもの健やかな育ちを地域社会全体で支えていくことが必要です。全ての子どもの健全発達が保障される社会をめざし、親が子育ての喜びを通して自覚と自信を持つことができる、子どもと子育てを支援する地域社会を構築します。

現在の状況

核家族化・地域社会のつながりの希薄化などで、子育ての負担感や不安感、孤立感を持つ親が少なくないため、親としての心構えや知識を得る機会、子育て家庭の交流や気軽に相談ができる場の提供などの支援が必要となっています。

こうした中、保健センターでは、妊娠中から乳幼児期にかけて、母親・父親の子育て力の向上を目的として、母親学級・両親学級や育児学級を実施しています。保育園・幼稚園・児童センターでは、妊娠期から親同士の交流や学びの機会を提供するチャイルドステーション事業や子育て相談を行っています。児童センターでは、親子サロン・幼児クラブやオアシスルーム、保育園での一時保育などの在宅子育て支援の充実も図っています。また、ファミリーサポートセンター事業などの地域での子育て支援の取り組みとともに、ひとり親家庭や要支援家庭への支援に取り組んでいます。

また、都心回帰や景気の動向等により、多様化し増大する保育需要に対応するため、幼保一体施設の開設、認可保育園・認証保育所の開設支援等、待機児童対策に取り組んでいます。また、幼稚園と保育園に共通の乳幼児教育プログラムを作成し、幼児教育と保育の質の向上に努めています。

児童虐待を未然に防ぐには、身近な子育て相談窓口である子ども家庭支援センターと児童相談所のさらなる連携が求められており、第30次地方制度調査会の答申（平成25年（2013年）6月）においても、都から区へ移譲すべき事務とされています。

今後の課題

子育てという営みを通して親が親として成長していくことにより、喜びや生きがいにつながり、子どものよりよい育ちが実現します。そのために、子育て環境を整備するとともに、行政サービスを利用するだけでなく地域での人と人の

つながりを大切にし、お互い助け合う関係づくりを支援していく必要があります。

親が抱く出産、子どもの発育・発達、子育てについての不安の解消や障害の早期発見のために、関係機関との連携をより強化し、専門的相談・支援を一層充実していくことが必要です。さらに、児童虐待、障害など特に支援が必要な状況にある子どもや家族には、地域での連携を取りながら支援に取り組むことが望まれています。

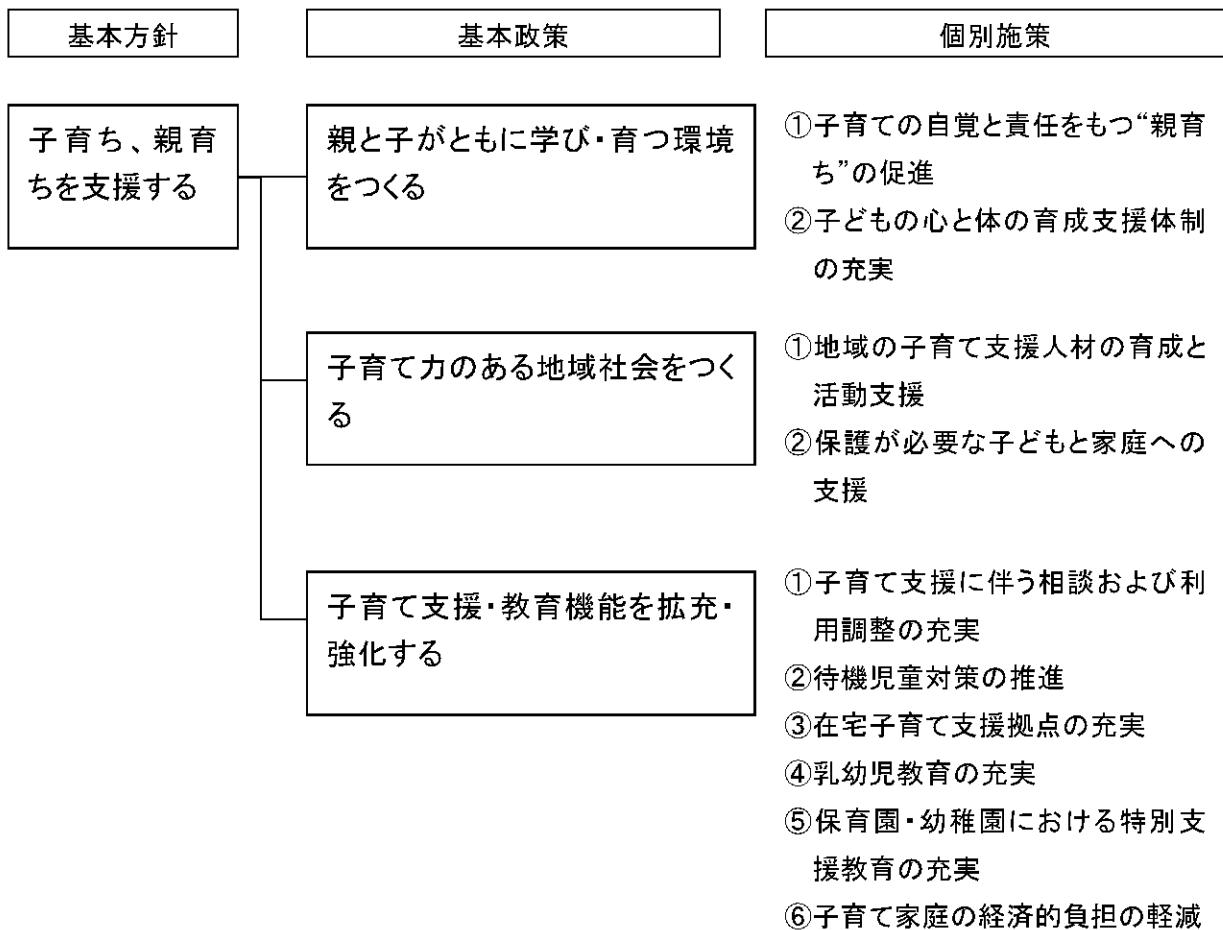
また、今後の保育需要の動向を見極めつつ、教育・保育施設の計画的整備や、勤務形態の多様化に応じた柔軟な保育、育児休業からの円滑な入園を進めていくことが重要です。

さらに、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育を充実、強化するとともに、小学校への滑らかな接続を視野に入れ、幼稚園・保育園と小学校間における交流、連携を推進することが極めて重要です。

これからは、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、これまで区が先駆的に取り組んできた就学前教育の推進などの成果を踏まえ、家庭における子育てと多様な就労を支える保育サービスを、多面的にとらえる子育て支援策の充実を図ります。

児童相談所については、現在、都区の役割分担や課題について整理しており、都から区への移管に向け具体的に検討を進めていく必要があります。

施策体系図



政策の概要

基本政策 2-1-1：親と子がともに学び・育つ環境をつくる

核家族化の進行や生活様式の多様化にともない、親から子へ、お年よりから若い世代へと子育てを教え、学ぶことが困難となっている現状を踏まえ、親としての育ちを総合的、計画的に支援することが必要となっています。そのため、これから親となる子どもも、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、妊娠、出産、子育てに至る段階で必要となる情報の提供や不安の軽減等により、親と子がともに学び、育つ環境を整備します。

<個別施策>

①子育ての自覚と責任をもつ“親育ち”の促進

乳幼児家庭の孤立化の防止や、育児不安の払拭・解消を図るために、親同士の交流・学習を通じた子育て意識の体得、父親の育児参加の啓発などをとおして親育ちを支援します。

さらに、次代を担う中学・高校・大学生が乳幼児親子とのふれあいをとおして、子どもを生み育てるこの尊さや喜びを体験する機会を設けます。

②子どもの心と体の育成支援体制の充実

子どもの健やかな発育・発達を支援し、安心してのびのびと子育てができるよう、妊娠期から乳幼児期にわたり状況に応じた相談・支援、情報提供の機会を設けるとともに、地域における支え合いの充実を図ります。

基本政策 2-1-2：子育て力のある地域社会をつくる

子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りが希薄になりがちな社会状況において、地域における多世代、多様な主体の参加を促し、子育て力のある地域社会をつくります。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関の連携強化なども推進します。

<個別施策>

①地域の子育て支援人材の育成と活動支援

子育てを経験したシニア世代等の活用や子育て力を持つ様々な団体との協働を図るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域における子育て力を一段と高めていきます。

②保護が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待や、要支援家庭、要保護児童の増加の中で、その対処にあたっては、地域の関係機関が連携し対応する体制を強化します。また、親同士が互いに悩みを打ち明け、話し合うグループワーク等を開催し、虐待等の未然防止を図ります。

基本政策 2-1-3：子育て支援・教育機能を拡充・強化する

社会情勢に応じた多様な保育サービスを開発するとともに、児童センターの機能を強化し、子育てが孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

<個別施策>

①子育て支援に伴う相談および利用調整の充実

子育てに伴う様々な相談に対応し、さらに保育園・幼稚園などの教育・保育施設や、子育て支援事業等について、必要な情報提供と円滑な利用ができるよう、関係機関との連絡調整等を行いながら、コーディネートします。

②待機児童対策の推進

増加し高まる保育需要に対応するため、認可保育園・認証保育所の新規開設や家庭的保育事業の拡充等により、受け入れ枠の拡大を図ります。

また、社会情勢の変化にともないパートタイムなど様々な就労形態が増加していることを受け、新たな区民ニーズや就労形態に対応した保育を実施します。

③在宅子育て支援拠点の充実

子育て家庭が孤立していると言われる中、親子が気軽に利用し集えるように、地域子育て支援センターや保育園、児童センター、子育て交流サロン等の子どもの施設の充実を図り、子育て相談や子育て情報の提供を行うとともに、子育てサークルなどへの支援をとおして、地域の子育て家庭に対する育児を支援します。

④乳幼児教育の充実

幼稚園・保育園を問わず、就学前の子どもに質の高い乳幼児教育の実践を進めるとともに、保護者に向けて啓発を行い、小学校への滑らかな接続をめざします。また、豊かな幼児期を経て就学へ接続するため、職員研修や教材教具の充実および保育教育環境の向上を図ります。

⑤保育園・幼稚園における特別支援教育の充実

発達障害など配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置を充実させることにより、きめ細かな対応を図ります。また、保育者の知識・対応力向上のため、体系的な研修や巡回相談を充実させます。さらに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発を行うと

とともに、就学に向けて関係機関との連携を図ります。

⑥子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子育てし住み続けられるように、子育てに係る費用の経済的負担を軽減し、子育て世帯を経済面から支援します。